

## 令和8年度佐賀市二十歳のつどい開催業務企画提案仕様書

### 1 業務名

佐賀市二十歳のつどい開催業務

### 2 業務目的

二十歳のつどいをSAGAアリーナの一会場で開催することにより、市全体で二十歳となった市民を祝い、市民の一体感を醸成する。また、二十歳となった市民同士が交流する機会をつくとともに、令和6年度まで市内8会場で分散開催し地域で祝ってきた良さも残す。

本業務は、SAGAアリーナの特性を活かし、「佐賀を誇りに未来へ進む新二十歳へのエール」をコンセプトとしたイベントを企画するとともに、二十歳のつどいの円滑な実施を行うものである。

本事業は、二十歳となる若者がこれまでの人生を振り返るとともに、将来への希望や地域とのつながりを再認識する機会とすることを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 二十歳のつどいの概要

- ・開催日 令和9年1月10日（日）12時開場
- ・開催場所 SAGAアリーナ
- ・対象者 平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- ・対象者数 2,118人（令和8年3月末時点）
- ・例年の参加者数 二十歳の若者及びその家族 2,200人程度
- ・式典の流れ及び概要

式典は14時開始、14時45分終了を予定する。詳細な進行は委託者と協議の上決定する。

#### ① おひさしぶりタイム

開場から式典開始までの間メインアリーナを開放し、思い思いに交流が可能な空間をつくる。

#### ② 分散交流

式典開始前の時間帯（13時頃から30分程度）に、参加者からの希望があれば、会場内会議室等で地域ごとの交流を図る。

#### ③ オープニング

SAGAアリーナならではの演出によって、来場した二十歳の着座を促す。

- ④ 国歌斉唱
- ⑤ 市長式辞
- ⑥ 来賓祝辞
- ⑦ 二十歳代表感謝のことば  
二十歳のつどい実行委員会の中から選出し感謝の言葉を述べる。
- ⑧ 二十歳の音（note）  
ゲストミュージシャンの歌唱等音楽を活用した企画。

## 5 業務内容

### (1) セレモニー及びイベントの企画

受託者は、本事業の目的及びコンセプトに基づき、以下の企画を行うこと。

- ① オープニング時の音や光による演出  
SAGAアリーナならではの演出により、来場した二十歳の着席を誘導する。
- ② 看板の制作、設置、撤去
  - ・舞台用吊り看板 900mm×5400mm（片面・2色） 1枚
  - ・案内用立て看板 900mm×2700mm（片面・2色） 2枚
  - ・案内用立て看板 900mm×1800mm（片面・2色） 4枚
  - ・案内用立て看板 900mm×1800mm（片面・単色） 4枚
- ③ メインアリーナフロアにて、賑わいや参加者の交流を促す演出、ブース等の企画運営

### (2) セレモニー及びイベントの運営

- ① 会場の設営及び撤去
- ② 運営スタッフ（会場誘導員、警備員など）の手配
- ③ 安全管理
  - ※ 受託者は、警備計画、避難誘導計画、救護体制、荒天時対応、関係機関との連絡体制等を含む安全管理計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ④ 交通計画
  - 受託者は、参加者の安全かつ円滑な来場及び退場を確保するため、交通誘導計画及びシャトルバス運行計画を作成すること。
- ⑤ 送迎車による乗降場の設置
- ⑥ 旧町村地区のシャトルバスの運行等（南北2ルート程度を想定）
- ⑦ 照明音響操作等
- ⑧ 式典登壇者のセンターハングビジョンへの投影
  - ※ ワイプ投影等手話通訳者を会場に視認させる方法等を提示すること。
- ⑨ 合理的配慮
  - 受託者は、障害のある参加者等に対する合理的配慮に努め、手話通訳、車いす席の確保、視認性の高い情報提供その他必要な対応を行うこと。

- ⑩ その他必要な業務
- (3) 各種手配等
  - ① 出演者の出演手配
    - 二十歳の音（note）ゲストミュージシャン  
合唱作曲家 弓削田健介氏を想定
    - ※ 記載した出演者は想定であり、出演交渉の結果出演が困難となった場合は、同等以上の実績又は本イベントの趣旨に適合する者を代替案として提案し、委託者の承認を得ること。
  - ② 託児、手話通訳者の手配
  - ③ 会場使用手続き及び使用料の支払い
    - 本業務において使用する会場は、SAGAアリーナ全館（3階除く）とし、前日及び当日の使用を想定する。具体的な使用時間、利用エリア及び付帯設備についてはSAGAアリーナと調整するものとする。
    - ※ 会場使用料はSAGAアリーナ利用料金表の「販売目的のない非営利のMICEその他」とする。
  - ④ 二十歳のつどい実行委員会の会議運営
    - 受託者は、二十歳のつどい実行委員会の会議運営を支援する。（会議設定、資料作成、議事進行補助、議事録作成等）
- (4) 報告書等作成
  - 報告書は開催翌月末日までに電子データ（PDF及び編集可能データ）で提出すること。
  - ① 報告書作成（実施体制図、課題及び改善提案含む。）
  - ② 記録写真撮影（準備、設営、開催、撤去まで）
- (5) 業務全般に関する事項
  - ① 受託者から本業務の目的達成に向けて有益となる提案がある場合は、双方協議の上、決定する。
  - ② 次に掲げる項目は、本業務に含むものとする。
    - ア 資料・素材の収集
    - イ 肖像権又は著作権について必要な手続
    - ウ 出演者、協力者等への交渉・許可
    - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の費用負担
    - オ 必要な設備、資機材の調達
  - ③ 次に掲げる項目は、委託者が行う。
    - ア 二十歳のつどい実行委員会の募集
      - ※ただし、募集にあたり有益な企画があれば提案すること。
    - イ 分散交流に関する事項

ウ 佐賀市在住の対象者への案内状の送付

エ 式典当日の受付業務、入場管理、案内、参加者問い合わせ対応

- ④ 本業務を遂行する上で必要となる資料等は、受託者において入手すること。
- ⑤ 本業務の遂行状況について随時報告を行うとともに、委託者が必要と認めたときは、協議の場を設けること。
- ⑥ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、委託者と協議の上、追加すること。

## 6 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

## 7 委託料上限額

委託料上限額は以下のとおりであるが、協賛金等をもって事業費に充てることができるものとし、協賛金等は受託者の収入とする。

※協賛金等の募集を行う場合は、事前に協賛内容、掲出方法、協賛先候補等について委託者の承認を得ること。

※提案は、協賛金等を見込まない場合であっても委託料上限額の範囲内で実施可能な内容を基本とし、協賛金等を活用した追加提案がある場合は、基本提案と区分して記載すること。

金 6, 3 8 3, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 8 支払方法 完了払い

## 9 その他

### (1) 主たる業務の再委託

受託者は、主たる業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、警備、音響、看板製作等専門業務については、事前に委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

### (2) 個人情報の保護

① 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託者が定める佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例及び佐賀市情報セキュリティポリシー等の規定に基づき、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

② 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における作業責任者等の責任体制を構築するとともに、当該体制を維持するような措置を講じなければなら

ない。

- ③ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。

(3) 所有権・著作権等

- ① 本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。受託者または第三者が従前から保有する権利を除く。）は、委託者に帰属し、委託者の承諾なしに使用し、又は、公表してはならない。
- ② 受託者は、著作者人格権を行使しない。

(4) 事業内容の変更等

天災、事故、感染症の拡大、交通障害その他やむを得ない事情により、本事業の開催中止、延期又は内容変更等が必要となった場合は、委託者と受託者が協議の上対応を決定する。なお、既に履行した業務及び既発生の実費等の取扱いについても同様とする。

(5) 仕様書外の事項

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。